

南陽市屋外体育施設利用のガイドライン（第7段階）

教育委員会 社会教育課

<対象施設：屋外体育施設>

- 1 中央花公園 （ 多目的広場 、 グラウンドゴルフ場 ）
- 2 向山公園 （ 野球場 、 ソフトボール場 ）
- 3 総合公園 （ 競技場 、 多目的広場 ）

<開始日>

令和2年9月25日（金）

<利用可能時間>

通常時間

<利用条件>

（共通事項）

- ① 利用する際は、感染予防を徹底し、「三つの密」（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けて下さい。
- ② 利用者は過去2週間以内に、発熱や感冒の症状がなく、海外に訪問、帰省していない方とします。
- ③ 野球場（管理棟）の一部は使用禁止とします。
- ④ 利用の際は、参加者名簿（氏名・連絡先等）を作成し、利用申請書と一緒に提出とします。なお、使用后2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者へ速やかに届け出て下さい。
- ⑤ 向山公園の管理棟では、水分補給以外の飲食は禁止とします。
- ⑥ 大会・イベントによる利用の際には、主催者側が、参加者（観客含）に対し、十分な身体的距離の確保、運動・スポーツ時以外のマスク着用、大声を出さない等の周知を行い、感染予防対策を実施して下さい。

（小中高校生に限った事項）・・・期間は当面の間

小中高生が利用する際には、成人の指導者が常時同伴することとし、新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン、日本スポーツ協会が示すガイドラインに基づいた配慮が必要となります。

<協力事項等>

- ① 運動、スポーツを行う上で支障がある場合を除きマスクの着用をしてください。
- ② 発熱などの症状がある人は利用できませんので使用前の体温確認を徹底してください。
- ③ 各競技団体が策定する感染防止に関する指針等に基づき使用いただきます。

- ④ 可能なかぎり各自で手消毒液等を持参してください。
- ⑤ スポーツ庁ホームページに「安全に運動・スポーツをするポイント」が掲載されていますので参考にして下さい。

※「社会体育施設の再開に向けた感染拡大防止ガイドライン」に基づき、施設管理者だけでなく、施設利用者を含む関係者全員で感染防止対策を実施する必要がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

ガイドラインは以下の URL をご確認ください。

[URL:https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/isa_00021.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/isa_00021.html)

※今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、条件等を変更する場合があります。